

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 公益目的寄付金に係る所得税の税額控除及び説明

2024年2月1日に財務省から出された通知により、公益事業への寄付領収書が会計処理の原始証明書とし、電子形式と紙の形式のいずれかと認められますが、両方が同等の法的効力を持ち、財政、税務、監査などの部門による監督検査の根拠となります。公益事業への寄付領収書は、寄付者が寄付を行い、国家の関連規定に基づいて寄付金の損金算入を申請する有効な証明書として利用できます。

一、寄付の方法

「法人税の執行条例」と「個人所得税の執行条例」によれば、納税者は公益的な社会組織または県以上の地方政府を通じて行う寄付についてのみ、法定の公益的な寄付として控除されるとされています。納税者が直接寄付を行うか、他の方法で寄付を行う場合、課税所得額の計算時に控除することはできません。

二、寄付の対象

公益活動や慈善事業に対する寄付を税法で規定されているものでない場合、損金算入ができません。

三、寄付証明書

税金を控除するには、企業または個人は、適切に公印が押された公益的な寄付の領収書を取得する必要があります。企業にとっては、企業グループが統一して寄付する場合は、寄付先が発行した公益的な寄付の領収書や振込証明書、グループ会社が提出した寄付の明細書、分割明細書などを、企業所得税の前に公益的な寄付として列挙するための証拠として利用できます。

四、寄付の方法

企業が現金以外の方法で寄付する場合、《中華人民共和国増値税暫行条例の実施細則》により、企業や個人事業主が自社で生産、委託加工、または購入した商品を他の企業や個人に無償で提供する場合、それは販売と見なされます。また、2019年1月1日から2025年12月31日までの期間内、企業や個人事業主が、公益的な社会組織、県級以上の地方政府、その構成部門や直属機関、または目標の貧困地域の企業や個人に自社で生産、委託加工、または購入した商品を直接無償で寄付する場合、増値税の免除が適用されます。中国と日本の企業は、財務諸表の作成および開示に関する基準が異なります。

五、損金算入に関する企業所得税の関連政策

1) 「中華人民共和国企業所得税法」第9条により、企業が行った公益的な寄付支出のうち、年間利益総額の12%以内の部分は、課税所得額から控除されます。年間利益総額の12%を超える部分は、その後3年以内に課税所得額から控除することができます。

2) 直接的な寄付支出に関しては、「中華人民共和国企業所得税法の実施条例」第25条により、企業が非現金資産交換を行い、または商品、財産、労働力を寄付、債務、スポンサーシップ、資金調達、広告、サンプル、従業員福利厚生、または利益配当などの目的で使用した場合、これは商品の販売、財産の譲渡、または労務の提供と見なされますが、国务院の財政、税務の主管機関の別の規定によるものを除きます。

3) 受贈者に関しては、「中華人民共和国企業所得税法」第6条第8項、「中華人民共和国企業所得税法の実施条例」第58条第5項、61条、66条により、企業は寄贈収入を収入総額に計上し、寄贈資産を実際に受領した日付に基づいて収入の発生を確認します。寄贈により取得した資産については、その資産の公正な価値と支払われた関連税金を課税の基礎とします。

4) 《企業所得税法》と《財政部 国家税務総局による非営利団体の法人所得税非課税収入に関する通知》の規定により、非営利団体からの寄付に関して、非営利団体が他の組織や個人からの寄付を受け取った収入は、

法人所得税を免除されます。

5) 財税〔2016〕45号により、株式寄付に関して、企業が公益的社会団体に対して実施する株式寄付は、寄付された株式の取得時の歴史的な原価に基づいて譲渡株式の収入額が決定されます。その株式の歴史的な原価を基準として寄付額が確定し、損金算入が適用されます。

6) 企業、社会組織、および団体が北京 2022 年冬季オリンピック、パラリンピック、テスト大会への資金、物品、サービス提供支出を行った場合、企業の課税所得額計算時に全額控除されます。

7) 企業が公益的な社会団体や県級以上の人民政府およびその部門を通じて災害地域に寄付する場合、その年の企業所得税の前に全額控除することが許可されます。

お見逃しなく！

現行の政策によれば、条件を満たす公益的な寄付は法人税の前に全額または一定額控除されることができません。寄付支出の最も顕著な税効果は、企業の課税所得額を減らすことです。明らかに、寄付支出は税負担を軽減し、同時に一部の地域の困難を解決することができます。